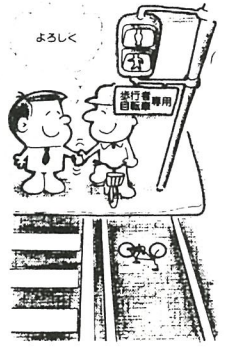


### 歩行者用信号 に従って 通行を

自転車は、歩行者・自転車専用という標示がある場合、歩行者用信号の指示に従うことになりました。

現在、信号機は、車と歩行者用の二種類で、これまで自転車は車の信号に従って走ってきました。しかし車と一諸に並んで走るのが危険な場所や交差点がふえてきました。このため、新たに「歩行者、自



転車専用」の標識がついた歩行者用信号が設けられることになりました。標識の文字は白地に青い色で書かれています。

このような信号機のあるところでは、歩行者と自転車は同じ信号機に従うこととなります。

信号無視は懲役三月以下、罰金三万円以下です。

## 運転免許制度

### うっかり免許失効は六か月まで救済

免許証の切り替えを、ついすっかり忘れた——の「うっかりさん」への朗報です。

三年目ごとの誕生日一か月間が運転免許証の切り替え日ですが、うっかりすると忘れてしまいます。

昨年一年間で、運転免許証の切り替えを忘れた人は、全国で三十四万人もいるのです。ただ、誕生

日後三か月間は、適性検査を受けて合格すれば、免許証は交付されます。昨年、この期間に思い出した人が二十七万人。

問題は、残りの七万人です。三か月を一日でも過ぎると、学科試験、技能検査を受けて——つまり、初めからやり直しということになるのです。

このよつな「うっかりさん」を救おうと、これまで三か月だった「救済期間」が六か月に延長されました。



### ブレーキの整備不良は処罰 されます

自転車の安全基準が決められました。

これまで自転車には、車の車検のようなものではなく、安全基準は野ばなしでした。そこで今回「これだけは、安全運転に必要」という「安全のための最低線」がしか

## 高速自動車道

### 故障したら 停止表示器材 をハッキリと

高速自動車道で停車するときは、停車中の表示を出すことが義務づけられました。

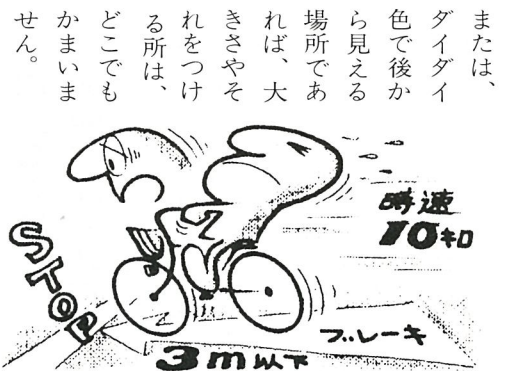
高速自動車道での死亡事故の二五パーセントは、停車中の車への追突によるものです。高速で運転しているため、停車中の車の発見が遅れ、事故に結びついたものがほとんどです。

本線車道、路肩にかかわらず、停車するときは、はっきり「停車中」の表示器を出さなければいけません。

れました。

まず、ブレーキです。ブレーキが不良で、思うように止まらない自転車ほど、危険なものはありません。時速一〇キロの速度で、三メートル以内で停止できるブレーキが基準とされ、ブレーキ不良の自転車に乗っていると、三万円以下の罰金です。

また、夜間は尾灯か反射器材をつけなければいけません。しかも百メートル後方から確認できるものでなければ失格です。色は赤色、



または、ダイグアイ色で後から見える場所であれば、大きさやそれを付ける所は、どこでもかまいません。

また、夜間は尾灯か反射器材をつけなければいけません。しかも百メートル後方から確認できるものでなければ失格です。色は赤色、

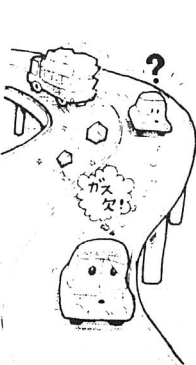
表示器は一辺が五十センチ以上の三角形。後方二百メートルから視認できるように立て、夜間は反射器材を使用した「夜間用」を用意する心がけが必要です。罰則は、三万円以下の罰金。違反点は一点。

### 燃料切れや 積荷の転落も 処罰

走行中に積荷を落としたり、故意に物を投げ捨てたりすると、処罰の対象になります。

罰則は、それぞれ懲役三月以下、罰金三万円以下。違反点は二点です。

原因は、燃料やオイル切れによる本線車道上のエンコ、あるいは積荷の転落事故などによるものがほとんどです。要は、運転者のマナーの問題なのです。



高速自動車道を走るときは、運